

広島県会計規則等の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和三年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十八号

広島県会計規則等の一部を改正する規則

(広島県会計規則の一部改正)

第一条 広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改定する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(証拠書類の調製) 第百条 (略)	(証拠書類の調製) 第百条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 2 (事務引継ぎ) 第百十条 (略)	3 2 (事務引継ぎ) 第百十条 (略)
3 前任者は、現金出納簿及び有価証券出納簿については、発令の日の前日をもつて各口座を締め切り、その次に合計高及び引継年月日を記載し、それぞれ後任者とともに記名しなければならない。	3 2 前任者は、現金出納簿及び有価証券出納簿については、発令の日の前日をもつて各口座を締め切り、その次に合計高及び引継年月日を記載し、それぞれ後任者とともに記名押印しなければならない。
4 — 6 (略)	4 — 6 (略)

別記様式第十三号及び別記様式第二十八号中「(略)」を削る。

別記様式第三十号その2備考5中「記載し押印して」「記載して」に改める。

別記様式第三十一号中「(略)」を削る。

別記様式第三十七号中「(略)」及び「(略)」を削る。

別記様式第三十九号中「(略)」を削る。

別記様式第四十号の三中「(略)」を削る。

別記様式第七十六号、別記様式第八十一号及び別記様式第八十八号中「(略)」を削る。

別記様式第九十号中「(略)」を削る。

別記様式第九十一号中「(略)」を削る。

(消防法施行細則の一部改正)

第二条 消防法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改定する。

別記様式第二号から別記様式第五号までの様式中「(略)」を削る。

(広島県消防学校教育訓練規則の一部改正)

第三条 広島県消防学校教育訓練規則（昭和五十七年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「二」を削る。

(広島県立文書館管理規則の一部改正)

第四条 広島県立文書館管理規則（昭和六十三年広島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「四」を削る。

(広島県聴聞等規則の一部改正)

第五条 広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式及び別記様式第八号から別記様式第十号までの様式中「四」を削る。

(政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

第六条 政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年広島県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告書の訂正）</p> <p>第九条 報告書を訂正しようとする場合には、 知事は、訂正届を作成し、該当の箇所を訂正 するとともに、その氏名及び訂正年月日を記 載しなければならない。この場合において、 削つた部分は、これを読むことができるよう に字体を残さなければならない。</p>	<p>（報告書の訂正）</p> <p>第九条 報告書を訂正しようとする場合には、 知事は、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印 するとともに、その氏名及び訂正年月日を記 載しなければならない。この場合において、 削つた部分は、これを読むことができるよう に字体を残さなければならない。</p>

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「三」を削る。

(広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第七条 広島県公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「三」を削る。

(行政財産使用規則の一部改正)

第八条 行政財産使用規則（昭和三十九年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「三」を削る。

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和四

十年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「(四)」を削る。

(広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則の一部改正)

第十条 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則(平成七年広島県

規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式第一号から附則別記様式第四号までの様式中「(四)」を削る。

(証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則の一部改正)

第十二条 証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則(昭和四十七年広島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「(四)」を削る。

(広島県市町振興基金条例施行規則の一部改正)

第十二条 広島県市町振興基金条例施行規則(昭和五十年広島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第六号、別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十二号中「(四)」を削る。

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法施行細則(平成十四年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「(四)」を削る。

(広島県立広島国際協力センター管理規則の一部改正)

第十四条 広島県立広島国際協力センター管理規則(平成九年広島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「(四)」を削る。

(広島県縮景園管理規則の一部改正)

第十五条 広島県縮景園管理規則(平成二十一年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第四号中「(四)」を削る。

(広島県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第十六条 広島県青少年健全育成条例施行規則(平成四年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「(四)」を削る。
別記様式第二号の二中「(四)」を削り、同様式注中「印鑑及び捺印する」を「印鑑する」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「(四)」を削る。
(私立学校法等施行細則の一部改正)

第十七条 私立学校法等施行細則(平成十四年広島県規則第四十一号)の一部を次のように

に改正する。

別記様式第一号から別記様式第四十号までの様式中「(㊂)」を削る。

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第十八条 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式及び別記様式第六号中「(㊂)」を削る。
別記様式第七号中「副庄助」を「副庄助」に改める。

別記様式第九号から別記様式第二十号までの様式、別記様式第二十三号及び別記様式第二十三号の二中「(㊂)」を削る。

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第十九条 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成三年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「(㊂)」を削る。

(広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正)

第二十条 広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第八号までの様式中「(㊂)」を削る。

別記様式第十三号、別記様式第十六号及び別記様式第十七号中「(㊂)」を削る。

別記様式第十九号及び別記様式第二十号中「(㊂)」を削る。

別記様式第二十二号中「(㊂)」を削る。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第二十二条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和四十年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公聴会) 第七条 (略) 2 10	(公聴会) 第七条 (略) 2 10

11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号から別記様式第六号までの様式及び別記様式第八号中〔㊂〕を削る。

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第二十三条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年広島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第七号から別記様式第十号までの様式、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中〔㊂〕を削る。

(浄化槽法施行細則の一部改正)

第二十四条 浄化槽法施行細則(昭和六十年広島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中〔㊂〕を削る。
(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十五条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成十六年広島県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中〔㊂〕を削る。

(母体保護法施行細則の一部改正)

第二十六条 母体保護法施行細則(昭和二十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第五号から別記様式第十号までの様式中〔㊂〕を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第二十七条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第六号の二から別記様式第六号の七までの様式及び別記様式第六号の九から別記様式第六号の十二までの様式中〔㊂〕を削る。

別記様式第七号中〔㊂〕を削る。

別記様式第八号及び別記様式第九号の二から別記様式第九号の十七までの様式中〔㊂〕を削る。

別記様式第十号から別記様式第十一号の二までの様式及び別記様式第十三号から別記様式第十四号までの様式中〔㊂〕を削る。

別記様式第十九号の二中〔㊂〕を削る。

別記様式第二十号及び別記様式第二十一号中〔㊂〕を削る。

別記様式第二十三号中〔㊂〕を削る。

別記様式第二十四号、別記様式第二十六号及び別記様式第二十九号中〔㊂〕を削る。

別記様式第三十二号から別記様式第三十四号までの様式中「㊂」を削る。
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第二十八条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成二十六年広島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号までの様式及び別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式中「㊂」を削る。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十九条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則(昭和四十六年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「㊂」を削る。

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第三十条 柔道整復師法施行細則(昭和四十六年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊂」を削る。

(広島県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第三十一条 広島県理学療法士等修学資金貸付規則(昭和四十九年広島県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第五号から別記様式第七号までの様式中「㊂」を削る。

別記様式第八号中「㊂」を削る。

別記様式第九号及び別記様式第十一号中「㊂」を削る。

別記様式第十二号中「㊂」及び「㊂」を削る。

別記様式第十三号中「㊂」を削る。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第三十二条 歯科技工士法施行細則(昭和五十七年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「㊂」を削る。

(食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施行規則を廃止する規則の一部改正)

第三十三条 食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施行規則を廃止する規則(令和二年広島県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、氏名欄及び代表者の氏名欄については、押印を要しない。
附則第三項に後段として次のように加える。

この場合において、氏名欄及び代表者の氏名欄については、押印を要しない。

（広島県温泉法施行細則の一部改正）

第三十四条 広島県温泉法施行細則（昭和二十五年広島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第二十四号までの様式中「㊂」を削る。

（毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第三十五条 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊂」を削り、同様式注2中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第三号から別記様式第十四号までの様式中「㊂」を削る。

（大麻取締法施行細則の一部改正）

第三十六条 大麻取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第四号から別記様式第十一号までの様式中「㊂」を削る。

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第三十七条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式、別記様式第十号及び別記様式第十四号中「㊂」を削る。

（あへん法施行細則の一部改正）

第三十八条 あへん法施行細則（昭和二十九年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊂」を削る。

（覚醒剤取締法施行細則の一部改正）

第三十九条 覚醒剤取締法施行細則（昭和三十一年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(1)から別記様式第五号までの様式、別記様式第八号から別記様式第十号までの様式及び別記様式第十三号から別記様式第十五号までの様式中「㊂」を削る。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正）

第四十条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊂」を削る。

別記様式第三号中「㊂」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「㊂」を削る。

（介護保険法施行細則の一部改正）

第四十一条 介護保険法施行細則（平成十一年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊀」を削る。

別記様式第四号中「㊀」を削り、同様式注中3を削り、4を3とする。

別記様式第五号中「（旨趣）」及び「㊀」を削る。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「㊀」を削り、同様式注中3を削り、4を3とする。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「㊀」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注とする。

別記様式第十号中「介護支援専門員の写し」を「介護支援専門員の原本」に改め、「㊀」を削り、同様式注中2を削り、3を2とする。

別記様式第十一号中「㊀」を削り、同様式注中2を削り、3を2とする。

（広島県医師育成奨学金貸付規則の一部改正）

第四十二条 広島県医師育成奨学金貸付規則（昭和四十九年広島県規則第一百一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第五号から別記様式第八号までの様式中「㊀」を削る。

別記様式第九号中「㊀」を削る。

別記様式第十号及び別記様式第十一号中「㊀」を削る。

別記様式第十二号中「㊀」及び「㊁」を削る。

別記様式第十三号中「㊀」を削る。

（広島県立三次看護専門学校学則の一部改正）

第四十三条 広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第三号中「㊀」を削り、同様式注1中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

（広島県健康福祉センター管理規則の一部改正）

第四十四条 広島県健康福祉センター管理規則（平成四年広島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊀」を削る。

（広島県立広島がん高精度放射線治療センター使用規則の一部改正）

第四十五条 広島県立広島がん高精度放射線治療センター使用規則（平成二十七年広島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

「
氏
〔法人の場合は名称及
び代表者の氏名〕
〔
氏
〔法人の場合は名称及
び代表者の氏名〕
印」

を

に改める。

別記様式第三号から別記様式第五号までの様式中「印」を削る。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第四十六条 身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年広島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「印」を削る。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第四十七条 社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「印」を削る。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部改正)

第四十八条 広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則（昭和五十三年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第四号から別記様式第十号までの様式中「印」を削る。

(広島県立福山若草園使用規則の一部改正)

第四十九条 広島県立福山若草園使用規則（昭和五十三年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「印」を削る。

(広島県立障害者療育支援センター使用規則の一部改正)

第五十条 広島県立障害者療育支援センター使用規則（昭和五十八年広島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「印」を削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第五十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号の四までの様式及び別記様式第八号から別記様式第十九号までの様式中「印」を削る。

別記様式第二十号及び別記様式第二十一号中「印」を削る。

(広島県聴覚障害者センター管理運営規則の一部改正)

第五十二条 広島県聴覚障害者センター管理運営規則（平成二十八年広島県規則第五十九

号) の一部を次のよう改正する。

別記様式第一号及び別記様式第一号中「印」を削る。

(職場適応訓練委託規則の一部改正)

第五十三条 職場適応訓練委託規則(昭和三十八年広島県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第四号の三中「氏名」

「印」を「氏名」

に改める。

別記様式第五号から別記様式第九号までの様式中「印」を削る。

(職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則の一部改正)

第五十四条 職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則(昭和三十九年広島県規則第四十六号)の一部を次のよう改正する。

別記様式中「印」を削る。

(事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則の一部改正)

第五十五条 事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則(昭和四十四年広島県規則第七十六号)の一部を次のよう改正する。

別記様式中「印」を削る。

(広島県立職業能力開発校規則の一部改正)

第五十六条 広島県立職業能力開発校規則(昭和四十四年広島県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削り、同様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とする。

別記様式第二号中「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第三号中「印」を削る。

別記様式第四号中「印」を削り、同様式注1中「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、」を削る。

別記様式第四号の1中「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第五号中「印」を削り、同様式注1中「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、」を削る。

別記様式第五号の1中「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第六号中「印」を削り、同様式注1中「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、」を削る。

別記様式第六号の1中「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第七号中「印」を削り、同様式注1中「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、」を削る。

別記様式第七号の「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(広島障害者職業能力開発校規則の一部改正)

第五十七条 広島障害者職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削り、同様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とする。

別記様式第二号中「印」を削る。

別記様式第三号から別記様式第七号までの様式中「印」を削り、これらの様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(広島県立技術短期大学校規則の一部改正)

第五十八条 広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削り、同様式注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第二号中「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第三号中「印」を削る。

別記様式第四号中「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第五号から別記様式第七号までの様式中「印」を削り、これらの様式注1中「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること。なお、」を削る。

(広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部改正)

第五十九条 広島県未来チャレンジ資金貸付規則（平成二十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号中「印」を削る。

別記様式第七号から別記様式第十一号までの様式中「印」を削る。

別記様式第十二号中「印」を削る。

別記様式第十三号から別記様式第十五号までの様式中「印」を削る。

(広島県中小企業支援資金貸付規則の一部改正)

第六十条 広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「印」を削る。

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第六十一条 通訳案内士法施行細則（昭和二十四年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「印」を削る。

（旅行業法施行細則の一部改正）

第六十二条 旅行業法施行細則（平成十二年広島県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「印」を削る。

（広島県調理師等研修資金貸付規則の一部改正）

第六十三条 広島県調理師等研修資金貸付規則（平成二十六年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号中「印」を削る。

別記様式第七号から別記様式第十一号までの様式中「印」を削る。

別記様式第十二号中「印」を削る。

別記様式第十三号から別記様式第十五号までの様式中「印」を削る。

（広島県農業協同組合法施行細則の一部改正）

第六十四条 広島県農業協同組合法施行細則（平成十八年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三十一号までの様式、別記様式第三十一号の三から別記様式第五十二号までの様式及び別記様式第五十二号の三から別記様式第五十九号までの様式中「印」を削る。

（広島県立農業技術大学校規則の一部改正）

第六十五条 広島県立農業技術大学校規則（昭和六十一年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第三号中「印」を削り、同様式注2中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第四号から別記様式第六号までの様式中「印」を削り、これらの様式注1中「記入し、代表者印を押印する」を「記入する」に改める。

（広島県有種畜貸付規則の一部改正）

第六十六条 広島県有種畜貸付規則（昭和二十五年広島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削る。

別記様式第二号から別記様式第六号までの様式中「印」を削る。

（広島県家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第六十七条 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第一百六十一号）の

一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第九号中「㊂」を削る。

(牧野法施行細則の一部改正)

第六十八条 牧野法施行細則（昭和二十六年広島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

(広島県家畜人工授精等依頼規則の一部改正)

第六十九条 広島県家畜人工授精等依頼規則（昭和二十六年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

(別記様式第二号中「㊂」を削る。

(広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第七十条 広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例施行規則（昭和二十九年広島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

(別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「㊂」を削る。

(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第七十一条 養蜂振興法施行細則（昭和三十一年広島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

(別記様式第一号から別記様式第三号までの様式及び別記様式第五号中「㊂」を削る。

(広島県みつばち転飼条例施行規則の一部改正)

第七十二条 広島県みつばち転飼条例施行規則（昭和三十二年広島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

(別記様式第二号中「㊂」を削る。

(広島県肉用種雄牛産肉能力直接検定規則の一部改正)

第七十三条 広島県肉用種雄牛産肉能力直接検定規則（昭和四十三年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

(別記様式第一号及び別記様式第三号中「㊂」を削る。

(漁船法施行細則の一部改正)

第七十四条 漁船法施行細則（昭和二十六年広島県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(登録申請の手続) 第七条 (略) 一十五 (略)		
(登録申請の手續) 第七条 (略) 一十五 (略)		

2 (略)

(登録票再交付の申請)

第八条 省令第十一条第一項の規定による申請は、別記様式第四号による申請書にその事實を証する書類を添えてしなければならない。

六 その作成後三月以内の印鑑証明書（総トン数五トン未満の動力漁船及び無動力漁船について申請する場合を除く。）

2 (略)

(登録票再交付の申請)

第八条 省令第十一条第一項の規定による申請は、別記様式第四号による申請書にその作成後二月以内の印鑑証明書（総トン数五トン未満の動力漁船及び無動力漁船について申請する場合を除く。）を添え、亡失に係る場合にあつては、更にその事實を証する書類を添えてしなければならない。

(変更の登録の手続)

第十条 (略)

2 前項の文書には、省令第十三条の二第二項に掲げる書類のほか、船舶の総トン数を変更する場合にあつては、省令第十三条の二第三項の船舶の総トン数の測度に関する証明書（小型漁船の総トン数の測度に関する政令第一条第三項の申請により知事が行う船舶の総トン数の測度を受けた漁船について申請する場合を除く。）を添えなければならない。

(変更の登録の手続)

第十条 (略)

2 前項の文書には、省令第十三条の二第二項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

六 その作成後三月以内の印鑑証明書（総トン数五トン未満の動力漁船及び無動力漁船について申請する場合を除く。）

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第四号から別記様式第七号までの様式中「㊂」を削る。

別記様式第八号中「㊂」を削る。

別記様式第九号中「㊂」を削る。

(遊漁船業者の登録等に関する規則の一部改正)

第七十五条 遊漁船業者の登録等に関する規則（平成十五年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「㊂」を削る。

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第七十六条 林業種苗法施行細則（昭和四十六年広島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「㊂」を削る。

(森林法施行細則の一部改正)

第七十七条 森林法施行細則（昭和五十一年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第十三号までの様式中「㊂」を削る。

（広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正）

第七十八条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号までの様式中「㊂」を削る。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「署名押印します」を「署名します」に改め、「㊂」を削り、これらの様式注1中「署名押印に代えて記名押印する」を「署名に代えて記名する」に改める。

別記様式第十号、別記様式第十一号及び別記様式第十三号から別記様式第十八号までの様式中「㊂」を削る。

（広島県建設事業負担金条例施行規則の一部改正）

第七十九条 広島県建設事業負担金条例施行規則（昭和三十六年広島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊂」を削る。

（砂利採取法施行細則の一部改正）

第八十条 砂利採取法施行細則（昭和四十三年広島県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式及び別記様式第七号中「㊂」を削る。

（採石法施行細則の一部改正）

第八十一条 採石法施行細則（昭和四十六年広島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊂」を削り、同様式注中2を削り、3を2とする。

別記様式第二号から別記様式第七号までの様式及び別記様式第九号中「㊂」を削る。

（採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部改正）

第八十二条 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（平成十四年広島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式中「㊂」を削る。

（広島県広島ヘリポート条例施行規則の一部改正）

第八十三条 広島県広島ヘリポート条例施行規則（平成二十四年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十五号までの様式中「㊂」を削る。

（広島県港湾施設管理規則の一部改正）

第八十四条 広島県港湾施設管理規則（昭和二十八年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（係留船舶が定期船の場合）注2中「署名又は記名押印する」を「署名又は記名する」に改める。

別記様式第一号（係留船舶が定期船の場合）中「氏 名 印」を「氏 名 」に改め、同様式注中3を削り、4を3とする。

別記様式第四号中「印」を削り、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注3とする。

別記様式第五号（荷役機械の場合）及び（待合所（広島港宇品旅客ターミナルイベン
トホール又は屋外デッキに限る。）の場合）中「氏 名 印」を「氏
名 」に改める。

別記様式第五号（その他の場合）中「氏 名 印」を「氏
名 」に改め、同様式注中4を削り、5を4とする。

別記様式第六号、別記様式第八号及び別記様式第九号中「氏
名 印」を「氏
名 」に改める。

別記様式第十号中「印」を削る。

別記様式第十一号中「印」を削り、同様式中注2を削り、注3を注2とする。

別記様式第十一号の「」中「氏
名 印」を「氏
名 」に改め、同様式注中3を削り、4を3とする。

別記様式第十七号中「印」を削り、同様式注中2を削り、3を2とする。

別記様式第十八号中「印」を削り、同様式注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第二十号から別記様式第二十号の「」までの様式中「印」を削り、「」の様
式注中2を削り、3を2とする。

（広島県漁港管理条例施行規則の一部改正）

第八十五条 広島県漁港管理条例施行規則（昭和四十年広島県規則第四十二号）の一部を
次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式五号までの様式中「印」を削る。

別記様式五号の「」及び別記様式五号の「」中「印」を削り、これらの様式注中2を削り、
3を2とする。

別記様式第六号から別記様式第十一号までの様式中「印」を削る。

（広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則の一部改正）

第八十六条 広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則（昭和四十三年広島県規則第七十六
号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「印」を削る。

（広島県港湾区域内の占用等に関する規則の一部改正）

第八十七条 広島県港湾区域内の占用等に関する規則（昭和四十四年広島県規則第三号）
の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式及び別記様式第七号から別記様式第九
号までの様式中「印」を削る。

（広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則の一部改正）

第八十八条 広島県海岸保全区域内の占用等に関する規則（昭和五十年広島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式及び別記様式第六号から別記様式第八号までの様式中「(四)」を削る。

（広島県入港料条例施行規則の一部改正）

第八十九条 広島県入港料条例施行規則（昭和五十二年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「(四)」を削り、これらの様式注中2を削り、3を2とする。

（広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第九十条 広島県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（昭和六十年広島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「(四)」を削る。

（広島県マリーナ条例施行規則の一部改正）

第九十一条 広島県マリーナ条例施行規則（平成九年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式中「(四)」を削る。

（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第九十二条 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十年広島県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号の二までの様式中「(四)」を削る。
別記様式第四号中「(四)」を削る。

（広島県漁港区全域内における行為等に関する規則の一部改正）

第九十三条 広島県漁港区全域内における行為等に関する規則（平成十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第七号までの様式及び別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式中「(四)」を削る。
(ボートパーク広島管理規則の一部改正)

第九十四条 ボートパーク広島管理規則（平成十九年広島県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式中「(四)」を削る。
(臨港道路回数通行券の有効期間及び払戻しの手続に関する規則の一部改正)

第九十五条 臨港道路回数通行券の有効期間及び払戻しの手続に関する規則（平成二十二年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「〔三〕」を削る。

(広島県屋外広告物に関する規則の一部改正)

第九十六条 広島県屋外広告物に関する規則（昭和三十九年広島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式及び別記様式第十四号中「〔四〕」を削る。

別記様式第十五号中「〔四〕」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第十六号及び別記様式第十七号中「〔四〕」を削る。

別記様式第二十号中「〔四〕」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第九十七条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年広島県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「〔四〕」を削る。

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第九十八条 優良宅地造成認定事務に関する規則（昭和四十九年広島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第六号及び別記様式第八号から別記様式第十一号までの様式中「〔四〕」を削る。

(広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第九十九条 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第一号の三までの様式中「〔四〕」を削る。

別記様式第二号から別記様式第二号の三までの様式中「〔四〕」を削る。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「〔四〕」を削る。

別記様式第八号中「〔四〕」及び「〔五〕」を削る。

別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式、別記様式第十七号、別記様式第十九号及び別記様式第二十一号中「〔四〕」を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。